

# 学校法人恵泉女学園役員の報酬等に関する規則

2019年10月21日 制定

(目的)

第1条 この規則は、学校法人恵泉女学園（以下「学園」という。）の寄附行為第40条の規定に基づき、役員の報酬、手当、退任慰労金及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事長、学園長及び常務理事をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- (3) 職員理事とは、学園の職員（学長、校長を含む）として給与を支給している理事をいう。職員が役員となったときは、職員としての身分は継続し、役員在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規則及び退職金規則に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事に対しては、報酬及び退任慰労金を支給する。
- (2) 職員理事に対しては、役員としての報酬等は支給しない。
- (3) 非常勤理事及び監事に対しては、報酬及び退任慰労金を支給する。

(報酬額の算出方法)

第4条 常勤理事に対する報酬月額を、別表第1を上限として理事会において決定する。

- 2 非常勤理事及び監事に対する報酬の額は、別表第2のとおりとする。
- 3 新たに常勤理事又は監事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 4 常勤理事若しくは監事が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 5 常勤理事若しくは監事の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(退任慰労金の支給)

第5条 常勤理事が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。

- 2 常勤理事が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、「国家公務員退職手当法」の例による。
- 3 前2号により支給する退任慰労金の額は、次条に定める算式により算出される額を基準とし、理事会において決定する。

(退任慰労金の算定方法)

第6条 常勤理事の退任慰労金算出に係る基準報酬額は、退任した日のその者の報酬月額とする。

- 2 在任期間は、常勤理事として就任から退任までの年数で1年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

3 常勤理事の退任慰労金の支給額等については、退職金規程を準用し、「退職金」とあるのを「退任慰労金」に読替えるものとする。

4 非常勤理事及び監事の退任慰労金は、次に掲げる在任期間による額とする。

(1) 1年以上5年未満の期間については、100,000円

(2) 5年以上9年未満の期間については、200,000円

(3) 9年以上17年未満の期間については、300,000円

(4) 17年以上25年未満の期間については、400,000円

(5) 25年以上以上の期間については、500,000円

(報酬等の支給方法)

第7条 理事及び監事の報酬等及び監事の報酬の支給日、支給方法、端数計算等については、給与規程を準用し、「給与」とあるのは「報酬」に読替えるものとする。

(費用)

第8条 役員が職務執行のため出張した場合の旅費等の支給については、旅費規程を準用する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規則をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

## 附 則

この規則は、2019年11月1日から施行する。

別表第1（第4条第1項関係）

常勤理事の報酬額

理事長	月 額	230,000円
学園長	月 額	1,150,000円
常務理事（学園長を除く）	月 額	300,000円

別表第2（第4条第2項関係）

常勤理事以外の役員の報酬額

職員理事	無 報 酬（給与規則に則り職員としての給与のみ支給）	
非常勤理事	月 額 10,000円	
監事（非常勤）	理事会への出席	日 額 10,000円
	学園を代表して出席する外部会議	
	理事会が設置する各種委員会への出席	委員長 日 額 20,000円 委員長以外 日 額 10,000円
	日 額 2,500円	

学園の要請により出席する学外で開催される会議・研修等